

管理規程

埼玉県流域下水道事業管理規程第七号

埼玉県下水道局職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県下水道局職員被服貸与規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員被服貸与規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「き損」を「毀損」に改める。

様式第一号中

受領印	返納、亡失（き損）年月日	所属 長印	受領者 欄	返納、亡失（毀損）年月日	所 確
-----	--------------	----------	----------	--------------	--------

を

「
に改める。

様式第二号中「㊦」を削り、「き損」を「毀損」に改める。

様式第三号中「㊦」を削る。

附 則

- 1 この規程は、令和三年四月一日から施行する。ただし、様式第一号から様式第三号までの改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正前の埼玉県下水道局職員被服貸与規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。